日光市地域公共交通網形成計画（原案）に係るパブリックコメントの結果について

１　意見募集の実施状況

（１）意見の募集期間　　平成３０年１月１８日（木）～平成３０年２月１６日（金）

（２）意見の提出状況　　６名（１０件）

２　意見の概要と市の考え方

№.	ご意見の概要	市の考え方
１	最寄りのバス停まで徒歩で２５分かかります。日光だいや川公園を経由する市営バス路線の増設及び変更をお願いします。	６「地域公共交通の基本方針」に基づき、運行改善や路線再編を実施する際に、検討してまいります。 《原案修正　無》
２	加齢とともに最寄りのバス停や駅までの移動が困難になっています。日光だいや川公園ルートの市営バスの新設をお願いします。また、他地区ではデマンドタクシーが運行されていると聞いているので、瀬川地区にも広げていただきたい。	６「地域公共交通の基本方針」に基づき、運行改善や路線再編を実施する際に、検討してまいります。 《原案修正　無》
３	高齢者の増加を見据えて、バス、タクシー、鉄道などの利用者を増加させる手段を講じる。瀬川地区には日光だいや川公園があり、年に何度か大規模なイベント等があることから、バス、タクシー、鉄道を利用する来訪客を増やすことが運行サービスの拡大にもつながると思います。	６「地域公共交通の基本方針」に基づき、運行改善や路線再編を実施する際に、検討してまいります。 《原案修正　無》
４	高齢者移動支援に向けて、事業概要に具体的な支援内容の記載があるので、項目にある「検討」は削除すべきです。	ご意見を踏まえ次のように内容を修正・追加します。 ＜該当ページ＞８９頁　６「地域公共交通の基本方針」　６－５「施策の体系」　目標４の下段３つ目の■の４行目、 ９４頁　同《施策の概要》「施策１０」、 ９５頁　同６－６「事業スケジュール」　目標４の事業３枠目を下記のとおり修正。 （修正前）高齢者移動支援の<u>充実の検討</u> （修正後）高齢者移動支援の<u>充実</u> 《原案修正　有》

5	施策の概要「地域内交通の導入」の中で、【導入目的】全文の構成及び【事業概要】１行目から３行目の記載内容がわかりにくいので、わかりやすくしていただきたい。 また、【事業概要】内にある（　）書きは、文書で説明があれば不要と思われ、違和感があるため、削除していただきたい。	ご意見を踏まえ次のように内容を修正・追加します。 ＜該当ページ＞９２頁 ６「地域公共交通の基本方針」《 施策の概要 》施策５「地域内交通の導入」【導入目的】【事業概要】 **《原案修正　有》** 【導入目的】を下記のとおり修正。 （修正前）公共交通空白地域の住民のだれもが、タクシーなどの小型の車輌を使い、鉄道駅や路線バスに接続することで、車を運転できなくても、市内外を自由に移動することができるようにするため、地域の生活交通として地域内交通の導入を推進します。 （修正後）公共交通空白地域などにおいても、住民のだれもが、地域内外を自由に移動することができるようにすることで、日常生活に必要な施設への移動が可能となり、安心して生活ができるよう、地域の生活交通として地域内交通（デマンドタクシーなど）の導入を推進します。 【事業概要】の１行目から３行目、及び最下段（　）書きを下記のとおり修正。 （修正前）地域内をきめ細かく運行し、商業施設や医療機関など日常生活に必要な移動手段となる地域が主体となって運行する公共交通を新たに導入するため、・・・。 （あくまでも市は運営に関する補助のみを行う） （修正後）小型車両により地域内をきめ細かく運行し、商業施設や医療機関、鉄道駅や路線バス停留所など、日常生活に必要な施設への移動手段を地域が主体となって導入する取組に対し、・・・。 （　）書きを削除。

6	今後ますます高齢者のみの世帯や運転免許証返納者など、いわゆる交通弱者の通院や買い物などの「生活の足」を確保することが強く求められますが、福祉的支援施策のみでは限界があるので、地域主体の取組のもとで、地域の実情に適した交通手段が確保できるような支援制度を創設していただきたい。併せて制度導入を検討するにあたっては、地域住民の自発的な取組みを尊重することを基本として、送迎先や運行経路などについても、住民の目線に立って、地域の希望を可能な限り実現できるようお願いします。	６「地域公共交通の基本方針」に基づき、施策の実施に努めてまいります。 ＜該当ページ＞１０２～１１４頁 ６「地域公共交通の基本方針」 ６-９「地区毎の地域公共交通施策の方向性」 **《原案修正　無》**
7	これまで実施してきた既定路線に縛られることなく、地域住民の要望、意見に耳を傾け誠実に対応していただきたい。また、デマンドタクシーなどの新たな運行方法による移動手段の導入についても積極的にすすめ、区域数を増やすことをお願いします。	６「地域公共交通の基本方針」に基づき、施策の実施に努めてまいります。 ＜該当ページ＞９６頁　６「地域公共交通の基本方針」　６‐７「目標値の設定」 １０５頁　同６－９「地域毎の地域公共交通施策の方向性」落合地区 １０７頁　同大沢地区 **《原案修正　無》**
8	国道１１９号線を運行するバスは、駅と居住地を結ぶことが基本であり、すべてのバス路線を駅発着とすべきです。公共交通を利用して、自分の足は自分で確保する手助けにもなります。また、朝、夜の時間帯にも運行を行うようお願いします。	６「地域公共交通の基本方針」に基づき、交通事業者と調整を図ってまいります。 ＜該当ページ＞９０頁 ６「地域公共交通の基本方針」《 施策の概要 》 施策２　主要な交通結節点の整備 **《原案修正　無》**
9	東武鉄道のダイヤを見直すと東京圏への通勤・通学が可能になり、都心へ売り込めば、若者の都市流出も防止でき、東京圏からの人口流入も期待できます。特急通勤者への補助も検討をお願いします。	現在も、定住促進を念頭に首都圏への通勤・通学が可能なダイヤについて、鉄道事業者に要望を行っているところです。今後も要望を継続するとともに、６「地域公共交通の基本方針」に基づき、鉄道事業者と調整を図ってまいります。 ＜該当ページ＞９１頁 ６「地域公共交通の基本方針」《 施策の概要 》 施策３ 鉄道・バスの運行ダイヤの調整 **《原案修正　無》**

10	市営バスに替わり定年を迎えた方がボランティアで自家用車を要求により運行するような方法は実施できないでしょうか。費用としては、燃料の弁済、ドライバーや乗客に対する保険料の負担とすれば、市営バスの運行経費や補助金を軽減することにつながります。	法的制度との整合性や、運転者及び乗客となる方の安全性などを考慮し、６「地域公共交通の基本方針」に基づき、導入の合否について検討してまいります。 ＜該当ページ＞９１～９２頁 ６「地域公共交通の基本方針」《 施策の概要 》施策４ 市営バスの再編・施策５ 地域内交通の導入 **《原案修正　無》**